

2026年度 一般財団法人シロ財団 助成金募集要項

1. 目的

本助成金は、地域の居場所づくりや社会福祉活動を行う団体等を支援し、社会福祉の向上に寄与することを目的とします。

2. 助成対象事業

対象となる事業と団体

本助成金の対象となる事業は、次のような活動です。

- ・ 社会で生きづらさを感じたり、困ったりしている方たちにとっての居場所をつくり、運営している団体
 - ・ 「誰も何も排除しない社会」をつくる当財団と想いを共有し、社会にとって必要で価値ある活動をしている団体
- のうち、活動の継続や拡大のための支援を必要としている団体

対象経費科目

助成内容：助成事業の実施に必要な経費

(人件費、旅費交通費、備品消耗品費、会場費、業務委託費、水道光熱費、広告宣伝費、通信費、謝礼金、食費、修繕費、研修費、など)

- ・ 助成開始に際して、使途内訳はあらかじめ計画し共有いただきます。内訳の変更については協議の上認められるものとします。
- ・ 他団体や行政機関等による助成金を受けている場合にはあらかじめお知らせください。
- ・ 対象団体の役員報酬、家賃にはご使用いただけません。

3. 助成金の概要

- ・募集团体：年間 5 件程度
- ・給付期間：採用決定日から 1 年間（双方の協議により最長 3 年間まで更新可）
- ・給付金額：1 件あたり年間最大 200 万円

4. 応募資格

次の条件を満たす団体または個人

- ・日本国内で助成対象事業を実施する団体・個人
（一般財団法人・公益財団法人・社会福祉法人・NPO 法人・任意団体・個人などを含む）

対象外の団体

- ・営利目的の団体（株式会社、有限会社など）
- ・有期のプロジェクトなど、活動継続を前提としていないもの

5. 応募方法

当財団のホームページに掲載している申請フォーマットに必要な事項を記入のうえ、以下の書類を添付してご提出ください。

提出書類

- (1) 助成金申込書（財団指定フォーマット）
- (2) 事業計画書（必要に応じて）
- (3) 予算書（必要に応じて）
- (4) その他、必要に応じた追加書類

6. 応募期間

2026 年 4 月 1 日（水）～ 2026 年 6 月 30 日（火）

※必要に応じて、第2回募集を行う場合があります。その際は当サイトに掲載いたします

7. 選考方法

提出書類に基づき選考を行います。

複数回の面談・現地での活動見学を行い、助成先を決定いたします。

8. 結果通知

選考結果は2026年8月頃に応募者へ通知します。

9. 助成金受給者の義務

受給者は次の事項を守るものとします。

- ・年1回の助成金実施完了報告書の提出（財団指定フォーマット）
- ・助成事業の内容や実施期間に変更があった場合の報告
- ・活動に関する連絡先・担当者の変更
- ・その他、助成金の受給に影響がある事項の報告

詳細な提出方法や期限は、採用決定者に別途案内します。

10. 助成金の停止

次のいずれかに該当する場合、助成金の給付を停止することがあります。

- ・助成事業を実施できなくなった場合
- ・虚偽の申請や報告があった場合
- ・受給者として不適切と判断される行為があった場合

11. 反社会的勢力の排除

申請団体の役員または申請者本人、ならびに三親等以内の親族が、現在、暴力団その他の反社会的勢力に属する場合、この法人の助成金に申し込むことはできません。

1 2. 事前申告義務

次の各号のいずれかに該当する場合は、応募時にその旨を申告してください。

- (1) 申請団体の役員または申請者本人、ならびに三親等以内の親族が、過去に暴力団員であった場合
- (2) 申請団体の役員または申請者本人、ならびに三親等以内の親族が、過去に総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる反社会的勢力に該当していた場合
- (3) 申請団体の役員または申請者本人が、有罪判決を受けた犯罪歴（前科）または逮捕・送検等の前歴を有する場合

申告内容に虚偽があることが判明した場合は、応募資格または採択を取り消すことがあります。また、既に助成金を支給している場合には、その返還を求められることがあります。

1 3. 問い合わせ先

当助成金に関するお問い合わせは、下記のメールアドレスまでお願いします。

メール：info@shirofound.org

担当：野木村・辻中

以上